

砂利採取計画認可申請書 作成の手引き

令和 7 年 4 月

栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当

目 次

第 1	総則	1 頁
第 2	砂利採取計画の認可申請手続き	2 頁
第 3	砂利採取計画（採取場・洗浄施設）認可申請書の共通記載方法	2 頁
第 4	砂利採取計画（採取場）の認可申請（砂利要綱別記様式第 1 号の 1）	3 頁
1	採取場の区域	3 頁
(1)	採取場の所在地	
(2)	採取場の面積（実測）	
(3)	採取場の地番	
2	採取の方法に関する事項	3 頁
(1)	採取の方法及び採取面積	
(2)	採取量及び埋戻し土量	
(3)	採取及び埋戻し期間	
(4)	採取用機械器具及び設備等	
(5)	洗浄施設	
(6)	採取場に近接する施設等	
3	災害防止に関する事項	6 頁
(1)	掘削工程	
(2)	採取場近隣に対する対策等	
(3)	水切りの方法	
(4)	運搬道路の管理	
4	運搬等に関する事項	7 頁
(1)	運搬	
(2)	国・県道に至る運搬経路図	
(3)	過積載防止方法	
5	採取跡地の整地計画に関する事項	8 頁
(1)	埋戻しを行う場合	
(2)	埋戻しを行わない場合	
第 5	砂利採取計画（洗浄施設）の認可申請（砂利要綱別記様式第 1 号の 2）	11 頁
1	洗浄施設場の区域	11 頁
(1)	洗浄施設場の所在地	
(2)	洗浄施設場の面積（実測）	
(3)	洗浄施設場の地番	
(4)	洗浄施設場の設置期間	
(5)	洗浄施設の生産能力	
(6)	洗浄施設機械器具及び設備等	
(7)	洗浄施設に近接する施設等	
(8)	沈殿池の設置に関する事項	
(9)	中間処理施設との併用の有無	

2	災害防止に関する事項	12頁
	(1) 洗浄施設場の管理	
	(2) 水切りの方法	
	(3) 運搬道路の管理	
3	洗浄等の方法	13頁
	(1) 「砕石選別の方法」及び「洗浄方法」	
	(2) 利用水源	
	(3) 汚濁水の処理	
	(4) 処理施設	
第6	関係書類	14頁
1	連帯保証書（砂利要綱第2条第2項）	
2	位置図（認可規則第3条第2項第1号）	
3	見取図（認可規則第3条第2項第2号）	
4	実測平面図（認可規則第3条第2項第3号）	
5	実測縦断面図及び実測横断面図（認可規則第3条第2項第4号）	
6	砂利採取業者の登録を受けていることを示す書類（認可規則第3条第2項第5号）	
7	監督計画書（認可規則第3条第2項第6号）	
8	砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面（認可規則第3条第2項第7号）	
9	関係法令の処分関係書面（認可規則第3条第2項第8号）	
10	埋土の確保状況及び運搬経路を示す書面（認可規則第3条第2項第9号）	
11	砂利の運搬経路図（認可規則第3条第2項第10号）	
12	土壌汚染対策法等公害規制法令により届出をした施設等の届出書の写し (砂利要綱第4条第2号ア)	
13	公図の写し（砂利要綱第4条第2号イ）	
14	採取計画及び実施工程表（砂利要綱第4条第2号ウ）	
15	取水及び放流に係る水利権者等の同意書（砂利要綱第4条第2号エ）	
16	公共施設の管理者の同意書（砂利要綱第4条第2号エ）	
17	他の法令に基づく土地利用行為が確実に行われる見通しを示す書面 (砂利要綱第4条第2号オ)	
18	ボーリング調査結果等（砂利要綱第4条第2号カ）	
19	前回認可地の進捗状況に関する書面（砂利要綱第4条第2号キ）	
20	沈殿池の平面図、構造図及び容量計算書（砂利要綱第4条第2号ク）	
21	使用する土砂等の採取場所ごとに埋立て等を行う区域を記載した計画平面図、 計画縦断面図、計画横断面図（土砂要綱第3条第3項第1号）	
22	採取場の埋立て等に使用する土砂等の予定量に係る計算書 (土砂要綱第3条第3項第3号)	
23	埋戻しに使用する改良土等が廃棄物に該当しないことを確認したことを示す書面 (土砂要綱第3条第3項第4号)	
24	その他参考となる事項を記載した書面	
第7	よくある質問と答え	22頁
第8	提出書類確認表	27頁

第 1 総則

1 砂利採取に当たってのお願い

砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害の防止を目的に制定され、採取に当たって知事が認可した採取計画に従って行う旨が定められています。

採取計画の審査基準については「砂利の採取計画の認可に関する基準」に定めるとおりですが、ここに掲げた基準は必要最小限の規制を示したにすぎず、必要に応じこれらの基準を上回る措置を講じることが望ましいとされています。

事業者の皆様におかれましては、災害や事故のない安全な砂利採取の実現に向け、業務主任者を中心に、経営者及び従業員一丸となって技能向上に努めるとともに、日頃からよく砂利採取場を把握し、採取場の実態に即した適切な採取計画を立案されますようお願いします。

また、砂利採取業が地域に根ざした地場産業であることを踏まえ、採取計画の申請に当たっては、隣接土地所有者ほか近隣住民等との十分な調整を図ることとし、採取開始後も地域の生活環境等に配慮した円滑な施工に協力願います。

2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、次のとおりです。

法一砂利採取法（昭和43年法律第74号）

認可規則一砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号）

登録規則一砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）

砂利要綱一栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱

認可基準一砂利の採取計画の認可に関する基準

軽微基準一砂利の採取計画の軽微な変更に関する事項を定める基準

土砂要綱一栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱

3 作成方法

(1) 用紙サイズ

日本産業規格A4版で作成してください。図面等については、縮尺に応じ適宜見やすい大ききさで作成してください。

(2) 図面関係

明瞭性を損なわない範囲で図面を兼用することもできます。この場合、図面名称を併記し、兼用していることが分かるようにしてください。

また、採取区域及び搬出入路については、分かりやすいように着色してください。

4 端数処理について

求積計算において、計算の結果、端数が生ずる場合には、最終の合計の数字において小数点第1位を四捨五入して整数とする等、合理的な方法で処理してください。計算過程については、図面又は計算書において明記願います。

5 その他

ア 書類審査と並行し、申請地等の現地調査を実施します。

書類審査や現地調査の結果、適正な許認可事務を遂行するために必要と判断される場合は、本手引きに定めのない書類であってもその提出を求めることがあります。

イ 砂利採取法の認可事務を移譲している市町（栃木市、那須塩原市）については、移譲先の市町の指導に従ってください。

第2 砂利採取計画の認可申請手続き

- ・ 申請手続き及び申請に係る手数料納付方法については、県HP「紙申請・キャッシュレス決済説明資料（砂利・採石）」を参考にしてください。

第3 砂利採取計画（採取場・洗浄施設）認可申請書の共通記載方法

- ・ 「日付欄」には申請年月日を記入すること。
- ・ 「住所」、「氏名又は名称 法人にあってはその代表者の氏名」、「登録年月日」及び「登録番号」欄については、砂利採取業登録通知書の内容を記入すること。変更通知がある場合は、変更後の内容を記入すること。

[記入例]

採取計画認可申請書	
証紙貼り付け位置 (電子収納の場合は 証紙貼り付け不要)	
栃木県知事 ○○ ○○ 様	
住所	○○市○○町○○番地
氏名又は名称	○○株式会社
法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○
登録年月日	昭和○○年○月○日
登録番号	栃木第○○号
住所	那須塩原市上厚崎273番地34
氏名又は名称	栃木県陸砂利採取業協同組合
法人にあっては代表者の氏名	理事長 ○○ ○○
登録年月日	昭和50年8月13日
登録番号	栃木第578号
(栃陸砂第 ○○ 号)	
砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。	

第4 砂利採取計画（採取場）の認可申請（砂利要綱別記様式第1号の1）

1 採取場の区域

(1) 採取場の所在地

採取予定地（搬出入路、表土の堆積場を含む。）を記入すること。

予定地が2筆以上ある場合は、下記の例によること。

〔記入例〕

〇〇郡△△町大字□□字××1234番 ほか〇筆

(2) 採取場の面積（実測）

ア 採取場

実際に砂利を掘削する土地の面積（保安距離も含む。）を記入すること。

イ 道路、表土の堆積場

搬出入路等（公道と採取場とを結ぶ原石等を運搬するための通路であって、今回の砂利採取により新たに開削されるものをいう。）及び表土の堆積場（表土を保管するために確保された土地であって、砂利の採掘を目的としないものをいう。）の面積を記入すること。

〔記入例〕

採 取 場	道路、表土の堆積場
14,503㎡	830㎡

(3) 採取場の地番

採取予定地（搬出入路及び表土のたい積場を含む。）の登記簿上の内容をそれぞれ該当欄に転記してください。

〔記入例〕

地 番	地 目		地 積 (公簿面積)	所有者	備 考
	台帳	現況			
〇〇〇 1234	田	田	2,345㎡	〇〇〇〇	
〃 1235	田	田	1,234㎡	〇〇〇〇	相続人 〇〇〇〇、〇〇〇〇

2 採取の方法に関する事項

(1) 採取の方法及び採取面積

ア 保安距離、掘削勾配及び掘削深

法令、要綱等の基準を満たした上で、現地の状況に応じ適切な保安距離・掘削勾配及び掘削深を検討すること。特に、水利施設、河川及びその堤防、道路又は鉄道の盛土、鉄道の軌道敷、鉄道の高架橋、送電線の鉄塔が隣接又は近接している場合は、管理者と協議し、適切な保安距離を確保すること。（第6関係書類－16参照）

砂利採取計画の認可に関する基準（抜粋）

★保安距離（農地）→2m以上

★保安距離（家屋・公共物件等）→5m以上

★掘削勾配→堅くしまった砂利にあつては45度

★掘削深→原則10m以内

イ 採取場実測面積、保安距離の面積及び採取実面積

図面(実測平面図・実測縦断面図・実測横断面図等)及び面積計算書の内容と一致させること。

[記入例]

保安距離	5 m	掘削勾配	4 5 度	掘削深(高さ)	1 0 m
掘削の方法	機械堀				
採取場実測面積(A+B)		保安距離の面積 (A)		採取実面積 (B)	
1 4, 5 0 3 m ²		2, 5 0 3 m ²		1 2, 0 0 0 m ²	

(2) 採取量及び埋戻し土量

「採取量計算書(第6関係書類ー4(2)ウ)」の内容と一致させること。

ア 掘削数量

砂・砂利等の種類別に記入すること。

原石を自社で洗浄せず他社に販売又は譲渡する場合には、切込みに一括して計上すること。

イ 埋土総数量

還元土石・搬入埋土(岩類)・搬入埋土(土砂類)の種類別に記入すること。

ウ 採取量

掘削した砂利相当分を埋め戻す必要があるため、掘削数量と埋土総数量は同一の値となり、認可書に採取予定量として記載される。

エ その他

「採取計画及び実施工程表(第6関係書類ー14)」の内容と一致させること。

[記入例]

掘削数量	種 類		1日当たり採取量	採取予定量	計
	砂 (0.01~5)mm		3 0 m ³	8, 0 0 0 m ³	4 0, 0 0 0 m ³
	砂利 (5~80)mm		9 0 m ³	2 4, 0 0 0 m ³	
	玉	砕 石	3 0 m ³	8, 0 0 0 m ³	
	石	そ の 他	m ³	m ³	
	切 込 み		m ³	m ³	

埋土総数量	埋土の種類	1日当たり埋土量	埋戻し予定量	計
	還 元 土 石	1 5 m ³	3, 6 0 0 m ³	4 0, 0 0 0 m ³
	搬入埋土(岩類)	1 2 0 m ³	3 1, 2 0 0 m ³	
	搬入埋土(土砂類)	2 0 m ³	5, 2 0 0 m ³	
表土数量	実面積 1 2, 0 0 0 m ² ×表土厚さ 1. 0 m=1 2, 0 0 0 m ³			

(3) 採取及び埋戻し期間

ア 採取期間

各工程毎の所要日数（採取開始日及び採取終了日を含む。）を記入すること。

採取面積（保安距離を含めた採取場実測面積をいう。）に応じ、採取期間（採取開始日から採取終了日までの期間をいう。）が異なるので、注意すること。

陸砂利における砂利採取計画の認可に関する基準（抜粋）

★ 採取面積が1ha未満→1年以内

★ 採取面積が1ha以上 2ha以下→1年6月以内

イ その他

「採取計画及び実施工程表（第6—14）」の内容と一致させること。

〔記入例〕

①表土除去	31日間（令和7年7月1日～令和7年7月31日）
②掘削採取	273日間（令和7年8月1日～令和8年4月30日）
③基盤造成（埋戻し）	280日間（令和7年9月1日～令和8年6月7日）
④整地仕上げ（表土）	91日間（令和8年4月1日～令和8年6月30日）

(4) 採取用機械器具及び設備等

砂利採取に使用する機械器具及び設備等を記入すること。

特定建設作業実施届（騒音規制法・栃木県生活環境の保全等に関する条例）を提出している場合は、その内容と適合していること。

砂利採取の洗浄施設として認可を受けている設備については、記載不要とする。

〔記入例〕

名 称	型 式 出 力	規 格 容 量	台 数	用 途
油圧ショベル	〇〇〇325PS	バケット1.1m ³	1	掘削及び積み込み

(5) 洗浄施設

添付した洗浄施設認可書の内容を転記すること。

原石を洗浄せず他社に販売又は譲渡する場合には、主たる販売先に販売先等の名称を記入すること。

〔記入例〕

施設の名称	概 要		
水洗式陸上選別機	所在地	〇〇郡〇〇町大字□□字××ほか10筆	
	設置年月日	昭和55年10月1日	
	認可期間	令和2年10月1日～令和5年9月30日	
	認可番号	栃木県指令工第〇〇〇号	
	施設の能力	1日当り生産量 500m ³	1ヵ月当り生産量 10,000m ³

洗浄しない 場 合	主たる販売先 _____
--------------	--------------

(6) 採取場に近接する施設等

採取場の外周を起点に半径300メートル以内の範囲に位置する水利施設（農業用水路等をいう。）、公共施設（河川、道路、鉄道、電気、電話、上下水道等の公共インフラをいう。）、教育施設（学校教育法に規定する幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法に規定する保育所等をいう。）、医療施設（医療法に規定する病院又は診療所をいう。）等について、施設等の名称、管理団体名称及び管理責任者を記入すること。

なお、砂利採取により当該施設の機能を損なう可能性を否定できない場合は、施設設置者（管理責任者）の同意書を提出すること。（第6 関係書類－16参照）

〔記入例〕

施設等の名称	管理団体名称	管理責任者
〇〇農業用水路	〇〇土地改良区	〇〇土地改良区長
一級河川 〇×川	栃木県（〇△土木事務所）	栃木県知事 （〇△土木事務所長）
送電線鉄塔	東京電力パワーグリッド 株式会社	東京電力パワーグリッド 宇都宮支社
東北新幹線	東日本旅客鉄道株式会社	J R 東日本大宮支社 宇都宮地区
〇〇市立〇〇小学校	〇〇市教育委員会	〇〇小学校長

3 災害防止に関する事項

(1) 掘削工程

掘削工程における災害防止対策を具体的に記入すること。

〔記入例〕

採取場の管理方法		業務主任者を常時巡回させ、作業員に計画どおり作業を実施させるよう監督する。
除去した表土の処理方法	堆積の方法	採取場内の平坦地に、「高さ5.0m以下、3,000㎡」の範囲で野積堆積する。
	付近物件への災害防止策	隣接地まで5mの保安距離を確保し、安定勾配（1:1.8）で堆積する。
	降雨時の表土流出防止策	降雨による表土の崩壊流出に備え、周囲に1.0m以上の土留工を施し、幅1.0m以上の側溝を設ける。

廃土石の処理方法	適時埋め戻す。
----------	---------

(2) 採取場近隣に対する対策等

採取場近隣の環境を保全するために必要な災害防止対策を具体的に記入すること。

〔記入例〕

災 害 等	対 策
地下水変動防止	地下水域には透水性のよい岩類を埋め込み、水位変動を防止する。
騒音防止	低騒音型重機を使用する。 採取場の周囲に防音性能を有する透過性メッシュシートを設置する。
粉じん防止	清掃の上、適時散水する。
交通災害防止	過積載による落石等がないよう、搬出時の目視確認を徹底する。 毎月1回従業員及び運転手に対する保安講習会を実施し、交通法令及び交通道德の遵守意識の育成に努める。
ポンプアップ	上澄み後の清水のみを放流するので、汚濁水の場外流出はない。
その他	採取場の近隣住民に十分配慮した上で、砂利採取を行う。 苦情等が寄せられた場合は、速やかに原因を追究し、真摯に対応する。

(3) 水切りの方法

水切りの方法を具体的に記入すること。

〔記入例〕

水切り装置及び 水切りの方法	平坦地に一時野積し、十分水切りする。
-------------------	--------------------

(4) 運搬道路の管理

原石等の運搬に使用する市町村道及び私道等の維持管理方法について、具体的に記入すること。

地元自治会、道路管理者等との間で協定等を締結している場合には、その内容と一致させること。

〔記入例〕

通行する市町村道、私道等の維持管理のための方法	1 ダンプ等からの水タレ・マキ出し・落石等を防止するため、十分に水切りを行い、シートの装着を行う。 2 道路又は取付部分で交通安全を確保するため保安員を設置し、ミラー等の安全施設を設置する。 3 適宜巡回し道路状況の把握に努め、午前・午後に1回ずつ清掃を実施するとともに、破損を発見した場合は速やかに対応する。
-------------------------	---

4 運搬等に関する事項

(1) 運搬

原土石及び製品の運搬に係る事項について記入すること。

(2) 国・県道に至る運搬経路図

ア 本文中にて説明する場合

採取場から、国道・県道に至るまでの経路を図示すること。洗浄施設へ運搬する場合は、当該洗浄施設までの経路も含むものとする。

イ 別紙を作成する場合

本文中に収まらない場合は、「別紙 運搬経路図のとおり」と記入し、運搬経路、国道・県道の位置及び運搬する洗浄施設を朱記した運搬経路図を提出すること。

位置図又は見取図等に運搬経路、国道・県道の位置及び運搬する洗浄施設を記入することにより、運搬経路図の作成を省略する場合は、「別紙見取図のとおり」と記入すること。

(3) 過積載防止方法

過積載防止のための取組について、具体的に記入すること。

〔記入例〕

- | |
|-----------------------------|
| ① さし枠取付車等不正改造車を使用しない。 |
| ② さし枠取付車等不正改造車に、砂利等を積み込まない。 |
| ③ 過積載を行わない。 |

5 採取跡地の整地計画に関する事項

採取跡は、原則として埋戻しを行い、採取前の状態に復元する必要があるので、その旨を説明すること。

ア 採取跡地の利用目的

陸砂利採取の場合は、「農地（田）」等と記入し、跡地の整地計画を「(1)埋戻しを行う場合」にて説明すること。

山砂利採取の場合は「山林」等と、跡地について他の法令に基づく土地利用の予定がある場合はその利用計画（「産業廃棄物処分場設置」等）を記入すること。また、跡地の整地計画を「(2)埋戻しを行わない場合」にて説明すること。

イ 復元レベル

採取前地盤高まで埋め戻し、現況地盤高と一致する旨記入すること。

〔記入例〕

採取跡地の利用目的	農地（田）	復元レベル	採取前地盤高
-----------	-------	-------	--------

(1) 埋戻しを行う場合

公災害の発生のおそれのない適切な土砂により、安全に埋め戻しが行われる計画である旨記入すること。

ア 要埋戻し面積

「要埋戻し面積」欄は、「2(1)採取実面積（B）」と一致させること。

イ 所要日数

「所要日数」欄は、「2(3)採取及び埋戻し期間」の表を参考に、③基盤造成（埋戻し）及び整地仕上げ（表土）に要する日数を引用すること。

ウ 埋戻し土砂の確保状況

「埋土の確保状況を示す書面」の内容を転記すること。

「所有者」欄の余白に土砂等の発生元（洗浄施設、採石場、鉱山、一時堆積場等）を、「備考」欄に砂利採取法、採石法又は鉱業法による認可番号等を記入すること。

〔記入例〕

要埋戻し面積	12,000㎡	所要日数	303日間
--------	---------	------	-------

使用 機械	種 類			性 能		台数	
	湿地ブルドーザー（〇〇D7R）			排土板2.1㎡、90馬力		1台	
埋戻し土砂の 確保 状況	所 在 地		所有者		面積	土砂量	備考
	□□町大字△△字×× 12番地ほか19筆		（株）〇〇〇 （洗浄施設）		80,000㎡	15,500㎡ ³	栃木県指 令工〇号
	□□町大字△△字×× 12番地ほか19筆		（株）〇〇〇 （採石場）		200,000㎡	7,500㎡ ³	栃木県指 令工〇号
	□□町大字△△字×× 100番地ほか20筆		〇〇鉱山（株） （鉱山）		500,000㎡	12,000㎡ ³	関産資 第〇号
	□□町大字△△字×× 200番地ほか19筆		（株）〇〇〇 （一時 堆積場）		4,000㎡	5,000㎡ ³	〇〇市指 令廃棄対 第〇〇号
	計					40,000㎡ ³	
運搬	方法	所有・代 車の別	台数	1日当たりの延台 数	1日平均運搬土量		
	10tダン プによる	代車	5台	100台	500㎡ ³		
採取可能な埋戻し 土砂の土量計算			認可書及び埋土購入契約書の写し並びに土量計算書のと おり				
そ の 他 埋 戻 し に 関 す る 事 項			「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関 する条例」及び「栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関 する要綱」に従い、安全基準を満たした土砂により適切 に埋め戻す。				

(2) 埋戻しを行わない場合

採取場跡地における災害防止対策を具体的に記入すること。

他の法令による規制等がある場合は、当該許可基準等と適合させること。

〔記入例(山林に復元する場合)〕

緑化計画	林地開発許可（栃木県指令森整第〇〇－〇〇〇号）に従い、採取跡の平場に客土の上、植林する。法面は、芝張り工を施す。
水処理	林地開発許可（栃木県指令森整第〇〇－〇〇〇号）に従い、浸透池を設ける。
危険防止策	採取跡に人が立ち入らないようにするため、周囲に防護柵をめぐらし、鉄製門扉により出入口を封鎖する。
その他	

〔記入例(産業廃棄物処分場の設置に伴う砂利採取の場合)〕

緑化計画	産業廃棄物設置許可（栃木県指令〇〇）に従い覆土し、緑化は行わない。
水処理	産業廃棄物設置許可（栃木県指令〇〇）に従い、適切に処理する。
危険防止策	人が立ち入らないようにするため、周囲に防護柵をめぐらし、出入口に鉄製門扉を設置する。
その他	産業廃棄物処理施設設置に付随した砂利採取のため、砂利採取事業としての埋め戻しは行わない。

第5 砂利採取計画（洗浄施設）の認可申請（砂利要綱別記様式第1号の2）

1 洗浄施設場の区域

(1) 洗浄施設場の所在地

洗浄施設場とは洗浄施設（プラント本体）、堆積場及び沈殿池の総称を指し、これらを一体的に管理する土地の区域は全て洗浄施設場に含まれるので、それらの所在地を記入すること。

予定地が2筆以上ある場合は、下記の例によることとする。代表地番については、申請者の選択に委ねるので、経営上適当と思われるものを記入すること。

〔記入例〕

〇〇郡△△町大字□□字××1234番 ほか9筆

(2) 洗浄施設場の面積（実測）

洗浄施設、堆積場及び沈殿池の実測面積を記入すること。

(3) 洗浄施設場の地番

洗浄施設が所在する土地の登記簿上の内容をそれぞれ該当欄に転記すること。

既に設置された洗浄施設の認可を更新する目的で申請を行う場合は、地目の現況欄に洗浄施設の用途等（洗浄施設、堆積場、沈殿池等）を記入すること。

〔記入例〕

地 番	地 目		地 積 (公簿面積)	所 有 者	備 考
	台 帳	現 況			
〇〇〇11	山 林	洗浄施設	2,345 m ²	〇〇〇〇	
〇〇〇12	原 野	沈殿池	1,234 m ²	(株)〇〇砂利	一部堆積場

(4) 洗浄施設の設置期間

3年以内の期間を記入すること。既に設置された洗浄施設の認可を更新する目的で申請を行う場合、継続して認可を受けられるよう、前回認可期間の終了日の2月前を目安に申請すること。

なお、認可基準第5第1項に掲げる要件に全て該当する場合には、認可期間を5年以内とすることができるので、日頃から洗浄施設の適切な維持管理に努めること。

砂利採取計画の認可に関する基準

第5 洗浄施設

1 採取期間

採取期間は、原則として3年以内とする。ただし、次に掲げる事項のいずれにも適合する場合は、5年以内とすることができる。

- (1) 洗浄施設の区域内及びその周囲に安全対策措置が適切に講じられており、災害防止に関し優良と認められる施設であること。
- (2) 申請前直近の5年以内に、施設の区域内において、労働災害その他従業員の人身事故が発生していないこと。
- (3) 申請前直近の5年以内に、砂利採取法その他の法令に違反し、監督処分又は行政指導を受けていないこと。

(5) 洗浄施設の生産能力

製品種類別に、1日当たり生産量及び1ヶ月当たり生産量を記入すること。

〔記入例〕

種 類	1日当たり生産量	1ヶ月当たり生産量	備 考
砂（0.01～5mm）	320 m ³	6,400 m ³	
砂利（5～80mm）	580 m ³	11,600 m ³	
玉石（80～300mm）	m ³	m ³	
計	900 m ³	18,000 m ³	

(6) 洗浄施設機械器具及び設備等

ア 洗浄施設に付属する器具（揚水用ポンプ、モーター等）及び洗浄等の設備（破碎、ふるい、シクナー等）について、各項目を記入すること。

イ 洗浄設備系統図と一致させること。

ウ 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法、栃木県生活環境の保全等に関する条例）、特定施設（水質汚濁防止法、振動規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例）、特定建設作業（騒音規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例）の届出がある場合は、その内容と一致させること。

エ 説明スペースが不足する場合は、「別紙のとおり」と記入の上、別紙を添付すること。

〔記入例〕

名 称	型式出力	規格容量	台数	用 途
ドラムウォッシャー	55 kw	150 t/h	1	砂利洗浄
スパイラル分級機	7.5 kw	100 t/h	1	砂泥選別

(7) 洗浄施設に近接する施設等

洗浄施設の外周を起点に半径300メートル以内の範囲に位置する水利施設（農業用水路等をいう。）、公共施設（河川、道路、鉄道、電気、電話、上下水道等の公共インフラをいう。）、教育施設（学校教育法に規定する幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法に規定する保育所等をいう。）、医療施設（医療法に規定する病院又は診療所をいう。）等について、施設等の名称、管理団体名称及び管理責任者を記入すること。

なお、洗浄施設の設置により当該施設の機能を損なう可能性を否定できない場合は、施設設置者（管理責任者）の同意書を提出すること。（第6関係書類－16参照）

〔記入例〕

施設等の名称	管理団体名称	管理責任者
〇〇農業用水路	〇〇土地改良区	〇〇土地改良区長
一級河川 〇×川	栃木県（〇△土木事務所）	栃木県知事 （〇△土木事務所長）
送電線鉄塔	東京電力パワーグリッド	東京電力パワーグリッド

	株式会社	宇都宮支社
東北新幹線	東日本旅客鉄道株式会社	J R 東日本大宮支社 宇都宮地区
〇〇市立〇〇小学校	〇〇市教育委員会	〇〇小学校長

(8) 沈殿池の設置に関する事項

既存の沈殿池及び新設する沈殿池について、各項目を記入すること。

〔記入例〕

保安距離	5 m	掘削勾配	4 5 度	深さ	3 m	掘削の方法	機械掘
沈 殿 池	面 積	掘 削 数 量		種類(砂、砂利、その他)		備 考	
第 1	6 0 0 m ²	1, 4 0 0 m ³		砂利 1, 4 0 0 m ³		新設	
第 2	5 0 0 m ²	1, 0 0 0 m ³		土砂 1, 0 0 0 m ³		既設	

(9) 中間処理施設との併用の有無

有無のいずれかを選択すること。

有を選択した場合は、廃棄物の処理及び清掃法に基づく許可書(写し)を添付すること。(第6関係書類－9参照)

2 災害防止に関する事項

(1) 洗浄施設場の管理

洗浄工程における災害防止対策を具体的に記入すること。

〔記入例〕

洗浄施設の災害防止策	第三者の立入りを防止するため、洗浄施設の区域内及びその周囲に防護柵を設置し、立入禁止表示をする。
汚水処理施設の災害防止策	操業開始時、正午、操業終了時の各3回、排水口を点検し、万が一汚濁水の流出を発見した場合は、速やかに原因を追究する。
製品の堆積方法	十分な保安距離を確保の上、高さ5 m以内で安定勾配(1:1.8)により野積堆積する。
廃土石の処理方法	埋め戻しに使用する。
騒音粉じん等の防止策	操業時間以外の運転は行わない。 防じんカバーを設置、散水を実施する。
その他参考事項	ホッパービン使用による水切りを実施

(2) 水切りの方法

〔記入例〕

水切り装置及び 水切りの方法	ホッパービン 1 5 0 t×4 基 野積堆積場 9, 0 0 0 m ² により自然水切り
-------------------	--

(3) 運搬道路の管理

原石等の運搬に使用する市町村道及び私道等の維持管理方法について、具体的に記入

すること。

地元自治会、道路管理者等との間で協定等を締結している場合には、その内容と一致させること。

〔記入例〕

通行する市町村道、私道等の維持管理のための方法	原石の搬入路	水タレ・マキ出し・落石等を防止するため水切りを行い、シートを装着する。必要の都度整備補修を実施する。	60 台/日
	製品の搬出路	道路の汚損、砂利の散乱等の整備を保安員に実施させる。また、市町道使用に伴う協定の条件を遵守する。	30 台/日

3 洗浄等の方法

(1) 「碎石選別の方法」及び「洗浄方法」

該当部分を○で囲むこと。

(2) 利用水源

ア 区分

「環流方式」、「地下水」等と記入すること。

「地下水」を水源とする場合は、周辺の井戸水・農業用水等に影響を与えない量にとどめるものとし、その旨を参考欄に記載すること。

イ 取水の方法

「ポンプ揚水」等と記入すること。

(3) 汚濁水の処理

「還流方式」と記入し、洗浄用水として再利用すること。

(4) 処理施設

ア 施設の名称

「第1沈澱池」、「シックナー」、「フィルタープレス」等と記入すること。

イ 「沈澱池」の「最大容量」

「第5砂利採取計画(洗浄施設)－(8)」の掘削数量の内容と一致させること。

ウ 「沈澱池」の「通常容量」

処理施設の最大容量の7割で算出すること。

エ 「沈澱池」の「構造」

「コンクリート製」、「掘り込み式」等と記入すること。

第6 関係書類

1 連帯保証書（砂利要綱第2条第2項）

砂利の採取に伴う災害防止及び採取計画の履行に関する同業者2者以上の連帯保証書（砂利要綱別記様式第2号）を提出すること。陸砂利組合が共同申請者となる場合は提出不要。

2 位置図（認可規則第3条第2項第1号）

縮尺50,000分の1の地図に、採取場（洗浄施設）の位置を朱記すること。

3 見取図（認可規則第3条第2項第2号）

次のとおり作成すること。

ア 採取場（洗浄施設場）の区域を朱線で囲むこと。

イ 採取場（洗浄施設場）の外周を起点に半径300メートルの円を描画し、その範囲に位置する人家、農地、水利施設（農業用水路等をいう。）、公共施設（河川、道路、鉄道、電気、電話、上下水道等の公共インフラをいう。）、教育施設（学校教育法に規定する幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法に規定する保育所等をいう。）、医療施設（医療法に規定する病院又は診療所等をいう。）等を明示すること。

ウ イの施設のうち、砂利採取（洗浄施設の設置）により当該施設の機能を損なう可能性を否定できないものについては、施設設置者（管理責任者）の同意書を提出すること。

（第4砂利採取計画（採取場）の認可申請－2（6）・

第5砂利採取計画（洗浄施設）の認可申請－1（7）参照）

4 実測平面図（認可規則第3条第2項第3号）

(1)のとおりに掘削又は切土に係る土地の現況平面図及び計画平面図（いずれも縮尺500分の1）を作成し、(2)のとおりに平面図を元に作成した求積図等とともに提出すること。

(1) 現況平面図及び計画平面図の作成方法

ア 採取場（洗浄施設場）の区域、保安距離及び他の土地との境界を明示すること。

イ 採取場（洗浄施設場）に近接する人家及び公共施設等について明示すること。

ウ 縦横断測量の測点及び水準杭の位置を明示すること。

エ 砂利の搬出経路、道路及び表土の堆積場について明示すること。（計画平面図に限る。）

オ 洗浄施設の申請にあつては、洗浄施設配置図、洗浄設備系統図及び水処理系統図を明示すること。

(2) 求積図等の作成方法

次のとおり求積図、面積計算表及び採取量計算書を作成し、添付すること。

ア 求積図

採取場実測面積、保安距離の面積、採取実面積、道路、表土の堆積場の面積（洗浄施設場にあつては、洗浄施設の面積、堆積場の面積、沈殿池の面積及び合計面積）について作成し、面積計算に用いた座標、計算線等を図示すること。

イ 面積計算表

面積計算の過程を説明した計算式を記載すること。（求積図余白への記載可）

ウ 採取量計算書

採取される砂利等の数量を説明した計算式を記載すること。計算の方法は、採取場の地形等を考慮し正確に算出される方法であるものとする。

(3) その他

- ア 平面図及び求積図等が、縦横断面図の内容と整合していること。
- イ やむを得ない事由により、復元レベルが採取前地盤高と同一とならない場合は、採取中の計画平面図のほか、採取前の現況平面図及び採取終了後の計画平面図を作成すること
- ウ 山砂利採取等において、認可の有効期限後も認可を申請し、当該区域を継続して採取しようとする計画がある場合は、全体計画図を作成するなど採取の経過を明示すること。

5 実測縦断面図及び実測横断面図（認可規則第3条第2項第4号）

縮尺500分の1（深さについては50分の1）の掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図を作成すること。

- ア 採取区域の全体的な地形が把握できるよう配慮して作成すること。
- イ 縦断線が、採取場の中心となる部分にかかるように記載すること。全体的な地形を把握する上で必要な場合には、複数の縦断線を設定し、それぞれについて縦断面図を作成すること。
- ウ 水準杭、現況線、採取計画線、最終埋め戻し計画線、境界及び保安距離を記入すること。
- エ 横断面図には、センター部分、横断線の位置及び断面積も併せて記入すること。

6 砂利採取業者の登録を受けていることを示す書類（認可規則第3条第2項第5号）

都道府県知事が発行した砂利採取業者の登録通知書の写しを提出すること。

ただし、栃木県知事の登録を受けている砂利採取業者は、登録通知書の添付を省略することができる。

7 監督計画書（認可規則第3条第2項第6号）

砂利要綱別記様式第3号により作成すること。

- ア 緊急時の連絡先
連絡可能な住所、電話番号（事務所責任者及び業務主任者の自宅又は携帯電話）を記入すること。
- イ 業務主任者
事務所に置く業務主任者として登録した者を記入すること。
- ウ 監督指導計画
登録規則第7条及び下記の記入例を参照すること。

砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）

（業務主任者の職務）

第7条 法第14条第1項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 砂利採取場において、認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督すること。
- 三 砂利の採取に従事する者に対する砂利の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第32条の帳簿の記載及び法第33条の報告について監督すること。
- 五 砂利の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

[記入例]

監督 指導 計画	1 採取計画の作成及び変更に参加する。 2 砂利採取において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう従業員等に対する計画内容の指示を毎日実施し、その実施内容を常時監督する。 3 砂利の採取に従事する者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止に関する保安教育を週に1度以上実施し、又は実施させるよう監督を行う。 4 採取場からの採取実績、監督した時間、土砂処理状況、災害防止の内容等を帳簿に記載するとともに法規等に定められた報告について監督する。 5 災害が発生した場合、速やかにその原因を調査し、その対策を講ずる。 6 従業員に対し、さし枠取付け、過積載の禁止、積載物の落下防止のためのシート着用等の教育及びその監督を行い、関係法令の遵守に万全を期する。
----------------	---

エ その他

監督計画書に記載した砂利採取業務主任者の砂利採取業務主任者試験合格証(写し)を提出すること。

ただし、栃木県知事の交付した砂利採取業務主任者試験合格証については、添付を省略することができる。

8 砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面（認可規則第3条第2項第7号）

(1) 必須書類

ア 登記事項証明書〔自社所有・他人所有〕

「採取計画書1(3)採取場の地番」(「洗浄施設計画書1(3)洗浄施設の地番」)に記載された全ての土地について、申請前3か月以内に発行された登記事項証明書を提出すること。

登記事項証明書は、登記所(宇都宮地方法務局及びその出張所等)が発行した全部事項証明書に限り、その写しは不可とする。

イ 土地使用契約書等(写し)〔他人所有〕

「採取計画書1(3)採取場の地番」(「洗浄施設計画書1(3)洗浄施設の地番」)に記載された土地のうち、申請者の所有する土地以外の全ての土地について、採取の権原(賃貸借契約又は地権者の同意等)を有することを証する書類の写しを提出すること。

契約書等の作成に当たっては、契約年月日、契約物件、契約者(共有地にあつては共有者全員の氏名)、契約期間及び契約の条件等を明記し、疑義が生じないよう正確かつ客観的な記載を心がけること。

申請者が法人であつて、その代表者個人が所有する土地を採取する場合も、契約書等の提出が必要となるので、注意すること。

ウ 採取予定地に権利を有する第三者の同意書〔自社所有・他人所有〕

採取予定地に、申請者又は所有者以外の第三者の権利(抵当権、賃借権等)が設定されている場合は、当該第三者の同意書を提出すること。

(2) 名義人と権利者が異なる場合の特例

登記簿上の所有者(名義人)と実際の所有者又は契約者等(権利者)が異なる場合は、次の書類を提出することにより、採取権原を推定することができる。

しかし、たとえこれらの書類が整った場合であっても、ほかに真の所有者が存在す

る可能性を排除できない場合は、権原不存在を理由に不認可となる可能性もあるので注意すること。

ア 売買後所有権移転登記が未了の場合

当該土地売買等に係る契約書（写し）

イ 被相続人死亡後相続人への所有権移転登記が未了の場合

相続関係を説明する家系図、被相続人及び相続人の戸籍謄本（謄本の写し不可）、相続権を有する者全員の砂利採取に対する同意書等

ウ 採取地が共有地であって、共有者のうちの代表者が契約を行う場合（イにおいて、相続人の代表者が砂利採取に係る契約を行う場合も含む。）

代表者以外の共有者全員が、砂利採取に係る契約を当該代表者に委任したことを証する書面

(3) 採取区域に法定外公共物（赤道・青地）が含まれる場合の特例

公図上に存在する赤道や青地は公有地であり、現況を問わず、採取に当たっては必ず払下げを受けること。

ただし、土地の掘削の有無に応じ、以下の書類が提出された場合には採取を認めることがある。

ア 土地の掘削を伴わない場合

洗浄施設敷地や搬出入路の区域に法定外公共物が含まれる場合は、法定外公共物占用許可等を受けたときは、当該許可等を受けたことを示す書面（写し）

イ 土地の掘削を伴う場合

実際に砂利を掘削する区域に法定外公共物が含まれる場合は、法定外公共物占用許可書のほか、法定外公共物の敷地内における産出物の採取許可を受け、当該許可を受けたことを示す書面（写し）

9 関係法令の処分関係書面（認可規則第3条第2項第8号）

砂利の採取に際し、農地転用許可（農地法）又は林地開発許可（森林法）等関係法令の許可、認可その他の処分が必要となる場合は、当該許認可を行う行政庁が発行した許可書等の写し又は当該行政庁に提出した申請書等の写し（提出先の受付印があるもの）を提出すること。

洗浄施設を産業廃棄物の中間処理施設と併用する場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、洗浄施設の敷地内に一時堆積場を設置する場合（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例）、洗浄施設の敷地内において認可を受けた砂利採取計画に定めのない土石の堆積等を実施する場合（盛土規制法）も同様とする。

10 埋土の確保状況及び運搬経路を示す書面（認可規則第3条第2項第9号）

(1) 埋土の確保状況を示す書面

ア 申請者が所有する土地において、埋戻しのための土砂等の全部又は一部を確保しているとき

採取可能な土砂等の土量計算書及び当該土地を所有していることを証する書面

イ 申請者が所有する土地以外の土地において、埋戻しのための土砂等の全部若しくは一部を確保しているとき又は確保する見込みであるとき

当該土地の所有権者と申請者との間で締結した契約書の写し及び所有権を証する書面並びに採取可能な土量計算書

ウ 埋戻しのための土砂等を購入し、又は無償で譲り受けるとき

土砂の所有権者と申請者の間で締結した売買契約書等

エ アからウまで掲げる場合において、埋戻しのための土砂等の所在地が、砂利採取法

による認可を受けた洗浄施設、採石法による認可を受けた岩石採取場、鉱業法による施業案の認可を受けた鉱山であるとき

砂利採取法、採石法又は鉱業法による認可書等の写し

(2) 埋土の運搬経路を示す書面

埋土の採取場及び採取場等の位置を明示し、運搬経路を朱記した地図を作成すること。
「11砂利の運搬経路図」との兼用可とする。

11 砂利の運搬経路図（認可規則第3条第2項第10号）

砂利採取場、国道・県道の位置及び砂利の搬出先（洗浄施設等）までの運搬経路を朱記した地図を作成すること。経路の選定に当たり、市町への道路使用届又は通行協議等が必要な場合は、道路使用届（提出先の受付印があるもの）又は当該協議書等も提出すること。

なお、位置図又は見取図等に、国道・県道の位置及び砂利の搬出先（洗浄施設等）までの運搬経路を朱記した場合は、作成を省略することができる。

12 土壤汚染対策法等公害規制法令により届出をした施設等の届出書の写し

（砂利要綱第4条第2号ア）

公害規制法令又は環境法令に係る届出が必要な場合は、当該届出書の写し（提出先の受付印があるもの）を提出すること。

ここに、代表的な届出を記す。ただし、必要な届出は、これらに限られるものではないので、申請の都度法令所管課に確認するとよい。

ア 土地の形質変更届（土壤汚染対策法）

イ 一般粉じん発生施設設置届

（大気汚染防止法・栃木県生活環境の保全等に関する条例）

ウ 特定施設設置届

（水質汚濁防止法・振動規制法・栃木県生活環境の保全等に関する条例）

エ 特定建設作業実施届（騒音規制法・栃木県生活環境の保全等に関する条例）

13 公図の写し（砂利要綱第4条第2号イ）

以下のとおり作成した公図（登記所備え付けの地図をいう。）又は公図に準ずる地図の写しを提出すること。

ア 方位及び縮尺を記入し、採取場（洗浄施設）の区域を朱線で囲むこと。

イ 採取場（洗浄施設）の区域及び当該採取場（当該洗浄施設）に隣接する全ての土地の所有者、地番、地目及び地積を記入すること。

ウ 転写場所（法務局又はその出張所の名称）、転写日及び「公図写しに相違ない。」旨の文言を付したものであること。

14 採取計画及び実施工程表（砂利要綱第4条第2号ウ）

ア 砂利要綱別記様式第4号により作成すること。

イ 期間、工種等について、採取計画書の内容と整合していること。

ウ 既に認可を受けた採取計画の変更認可等を申請する場合には、当初申請時に添付した「採取計画及び実施工程表」に実施済み工程分を朱書きにて追記すること。

15 取水及び放流に係る水利権者等の同意書（砂利要綱第4条第2号エ）

河川、水路等から取水し、又は河川等に放流する場合には、当該河川、水路等における水利権者及び漁業権者の同意書の写しを提出すること。

16 公共施設の管理者の同意書（砂利要綱第4条第2号エ）

砂利採取場（洗浄施設）の外周から300メートル以内に水利施設又は公共施設が位置しており、砂利採取により当該施設の機能を損壊する可能性を否定できない場合には、施設設置者（管理責任者）の同意書を提出すること。（第4-2(6)・第5-1(7)参照）

これまでの審査において、同意書の提出を求めた公共施設は次のとおりとなるので、採取計画立案の参考にすること。

ア 水利施設（土地改良区等との間で砂利採取全般に係る協議を行っている場合は、提出不要。）

イ 河川及びその堤防（河川法適用の有無を問わないが、横断可能な水路は除く。）

ウ 道路又は鉄道の盛土

エ 鉄道の軌道敷

オ 鉄道高架橋（新幹線を含む。）

カ 電柱、送電線の鉄塔等

なお、管理者名義の同意書の提出が困難な場合は、管理者との協議記録を作成し、提出すること。

17 他の法令に基づく土地利用行為が確実に行われる見通しを示す書面

（砂利要綱第4条第2号オ）

他の法令に基づく土地利用（産業廃棄物処理施設の設置等）の付随行為として砂利採取を行う場合には、当該土地利用行為が確実に行われる見通しを示す書面（産業廃棄物処理施設設置許可書または申請書等の写し）を添付すること。

18 ボーリング調査結果等（砂利要綱第4条第2号カ）

農地における砂利採取で10メートルを超えた掘削を計画する場合には、砂利層の存在を示すボーリング調査結果等を提出すること。

これまでの採取実績により砂利層の存在が明らかで、ボーリング調査を不要と判断する場合は、任意の地図に3か所以上の採取地点を明示し、事業者名、認可日、認可番号、採取期間及び掘削深を記載した書類を作成すること。

19 前回認可地の進捗状況に関する書面（砂利要綱第4条第2号キ）

前回地（現在認可を受けて採取を行っている採取場）の埋戻しが完了していない場合、前回地の進捗状況を記載した砂利要綱別記様式第5号及び第4号を添付すること。

20 沈殿池の平面図、構造図及び容量計算書（砂利要綱第4条第2号ク）

洗浄施設の認可を申請する場合、洗浄施設に設置を計画する沈殿池の平面図、構造図及び容量計算書を提出すること。

ア 沈殿池の平面図

洗浄施設配置図、洗浄設備系統図及び水処理系統図とともに作成すること。

（4 実測平面図(1) ア～オ参照）

イ 構造図

沈殿池の全体的な形状が把握できるよう作成すること。

容量計算の基礎として断面積、表面積等も表示すること。

ウ 容量計算書

沈殿池の容量計算及びその基礎となる求積図、面積計算表等を添付すること。

（4 (2) 添付資料参照）

21 使用する土砂等の採取場所ごとに埋立て等を行う区域を記載した計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図（土砂要綱第3条第3項第1号）

要検査土砂による埋戻しを行う場合は、使用する土砂等の採取場所ごとに要検査土砂による埋立てを行う区域を記載した計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図を提出すること。

また、計画平面図には、要検査土砂による埋立て等を行う区域の求積図、面積計算書、

容量計算書を添付すること。

22 採取場の埋立て等に使用する土砂等の予定量に係る計算書

(土砂要綱第3条第3項第3号)

やむを得ない事由により、復元レベルが採取前地盤高と同一とならず、埋戻し土砂等の量が採取量計算書に記載した採取量と異なる場合は、採取場の埋立て等に使用する土砂等の予定量に係る計算書を添付すること。

なお、採取跡地は採取前の状況への復元を原則としており、無条件にこれと異なる処理が認められるわけではないことに留意すること。

23 埋戻しに使用する改良土等が廃棄物に該当しないことを確認したことを示す書面

(土砂要綱第3条第3項第4号)

採取場の埋立て等を改良土等により行う場合は、当該改良土等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物に該当しないことについて、当該埋立て等を行う採取場の所在地を管轄する廃棄物処理法所管行政庁へ確認したことを示す書面等を提出すること。

24 その他参考となる事項を記載した書面

下記の書類が存在する場合は、提出すること。

ア 私道等の通行に関する同意を示す書面

イ 洗浄施設の採取期間について、原則3年以内を5年以内とする期間延長又は10メートルを超える掘削を申請する場合において、陸砂利組合のパトロールによる前回地又は洗浄施設の判定表があるときは、その判定表

ウ 提出書類確認表

第6 よくある質問と答え

よくある質問とその答えをまとめました。

申請全般についてはQ1～Q4に、土砂全般についてはQ5～Q8に記載しています。

- Q1 採取計画の変更
- Q2 採取終了時の手続
- Q3 分断された土地における砂利採取
- Q4 公図における隣接者の表記について
- Q5 要検査土砂と検査不要土砂について
- Q6 要検査土砂搬入時の手続
- Q7 一時堆積場から土砂を搬入する場合の手続
- Q8 地山特例について

Q1 採取計画を変更するにはどうしたらよいか。

- A1 認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、採取計画の変更の認可を申請することにより、計画を変更することができます。しかし、採取期間を変更する場合にはやむを得ない理由の存在が必要なため、事前に工業振興課鉱政担当まで相談してください。

土砂の受入れを理由とする期間延長等は、やむを得ない理由が存在するとはいえません。

なお、軽微基準に該当する事項であれば、「軽微な変更届書」を提出することで採取計画を変更することができますが、判断に迷う場合もありますので、事前に工業振興課鉱政担当まで相談してください。

(1) 変更認可申請の場合

- ア 採取計画変更認可申請書（砂利要綱別記様式第1号の3又は第1号の4）
- イ 変更事項を反映した採取計画書（砂利要綱別記様式第1号の1又は第1号の2）
- イ 連帯保証書（栃木県陸砂利採取業協同組合との共同申請によらない場合に限る）
- ウ その他

「ア採取計画変更認可申請書」については、変更箇所が分かるよう新旧対照表方式で作成してください。

提出書類確認表に掲載の書類のうち、採取計画の変更により内容に変更が生じる場合は、その書類や図面も提出してください。

(2) 軽微な変更の場合

砂利の採取に支障がなく、災害発生のおそれがない行為については、軽微変更届を提出することで、採取計画を変更することができます。

- ア 軽微な変更届書（認可規則様式第2の2）

- イ その他

「ア軽微な変更届書」については、変更箇所が分かるよう新旧対照表方式で作成してください。

提出書類確認表に掲載の書類のうち、採取計画の変更により内容に変更が生じた場合は、その書類や図面も提出してください。

砂利の採取計画の軽微な変更に関する事項を定める基準

第2 総則

砂利の採取計画（以下「計画」という。）に定める事項の変更が、第3に掲げる事項であって、当該計画における砂利の採取（洗浄を含む。）に

関する行為に支障がなく、かつ、新たに災害が発生するおそれがないものであること。

第3 軽微な変更該当事項

- 1 運搬経路（搬出入路を含む。）の変更など、採取区域、採取量及び採取方法の変更を伴わない部分的な変更であること。
- 2 砂利の採取のための機械・設備を更新すること又は設置台数を減らすこと（災害の防止能力が低下しない場合に限る。）。
- 3 採取場の埋立て等使用する土砂等の増加を伴わない変更であって、埋立て等に伴う災害発生のおそれがないものであること（栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱第4条第2項関係）。
- 4 砂利洗浄施設（付随する破碎・選別施設を含む。）の区域内において、以下の行為を行うこと。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく許可を受けて、当該洗浄施設を廃棄物処理施設として併用すること（当該廃棄物処理に係る保管施設等の設置を含む。）。
 - (2) 栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）又は当該条例と同等の趣旨で制定した市町の条例の規定に基づく特定事業の許可等を受けて、土砂等を堆積すること（当該堆積に係る設備等の設置を含む。）。
 - (3) 宅地造成及び盛土規制法の規定に基づく許可等又は当該法律と同等の趣旨で制定した条例に基づく許可等を受けて、土石を堆積すること。
- (3) 上記(1)、(2)及び(3)のほか、砂利の採取に関する行為以外の行為を行うこと（当該行為のための設備等の設置を含む。）。ただし、法令の規定に基づく許認可等を要する場合は、当該許認可等を受ける見込みが十分にあるものに限る。
- 5 砂利洗浄施設の区域の縮小に係る変更であること（新たな区域の編入を伴わないものに限る。）。

Q2 採取終了時の手続を知りたい。

A2 採取終了後20日以内に、

- ア 認可採取計画の終了報告書（砂利要綱別記様式第9号）
 - イ 採取計画終了時の採取場の写真
 - ウ イの撮影位置図（平面図に撮影地点を図示したもの）
- を県工業振興課宛て提出してください。

Q3 分断された別々の土地を、1つの砂利採取計画の中で採取することはできるか。

A3 横断可能な道路、水路等の人工の工作物により区分されているが、その工作物を除くと2つの土地が隣接しているといえる場合には、一体の採取場とみなし、1つの採取計画により採取を行うことができる場合があります。ただし、一定の規模を有する道路（国道、センターラインのある県道等）、横断不可能な河川等により分断されている場合は一体の採取場とは認めることはできません。

なお、図面上は一見すると一体の採取場と扱うことができるようにみえる場合であっても、現地調査の結果、災害防止の観点から、別個の採取場として扱わざるを得ないと判断することもあるので、申請前に工業振興課鉱政担当まで相談するようにしてください。

Q 4 隣接同意書の添付が不要でも、公図の写しに隣接地権者の記入を求める理由は何か。

A 4 砂利採取場の隣接地は、砂利採取に伴う災害の危険性に最も曝される可能性のある土地であり、災害発生時において迅速な対応をとるためにも、工業振興課において所有者等の情報を把握しておく必要があります。

もとより砂利採取に当たり周辺住民の理解を得ることは当然であり、とりわけ隣接地権者の協力が得られない中での採取は想定しがたく、同意書添付の如何を問わず、事業者は隣接地権者の氏名・住所・連絡先等を把握しており、隣接者の氏名等の公図明記を求めたとしても実質的な負担はないものと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い致します。

Q 5 要検査土砂とは何か。具体的には何が要検査土砂に該当するのか。

A 5 県では、埋戻しに使用する土砂を検査不要土砂と要検査土砂の2種類に区分し、要検査土砂による埋戻し・埋立て等を行う場合は、その安全性を担保するため、搬入前後に検査をお願いしています。検査不要土砂と要検査土砂の内訳は次のとおりです。

検査の有無	埋戻しに使用する土砂の種類	備考
検査不要土砂	ズリ	認可岩石採取場
	廃土石	石灰・けい石の鉱山（金属系不可）
	還元土石	砂利洗浄施設
要検査土砂 (5,000m ³ 毎に検査)	一時堆積場 (ストックヤード)	
	建設残土	公共建設発生土等
	改良土等	廃棄物処理法所管行政庁へ「産業廃棄物に該当しない」ことを確認したものに限る。
要検査土砂 (混合して検査)	自然状態の地山	工業振興課が認めた地山に限る。未確認の場合、5,000m ³ 毎の検査が必要となる。

検査不要土砂、要検査土砂を問わず、採取計画書の「5採取跡地の整地計画に関する事項」において、埋戻しに使用する土砂の確保状況を説明する必要があるので、忘れずに記入してください。

Q 6 要検査土砂による埋立て等を行う場合の手続を知りたい。

A 6 要検査土砂等による埋立て等を行う場合に必要となる手続きは以下のとおりです。

採取場への土砂の搬入時→埋立て中→埋立て等完了時の各段階で、それぞれ以下の書類が必要となります

(1) 採取場への土砂の搬入時における搬入前検査（土砂要綱第4条第2項）

要検査土砂を砂利採取場に搬入しようとするときは、5,000m³ごとに搬入届等を作成し、搬入前までに工業振興課鉱政担当まで提出してください。

ア 土砂等搬入届（土砂要綱別記様式第1号）

イ 要検査土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（土砂要綱別記様式第2号）

ウ 要検査土砂等に係る試料を採取した地点の位置図

エ 要検査土砂等に係る試料を採取した状況を撮影した写真

オ 検査試料採取調書（土砂要綱別記様式第3号）

カ 計量証明書（計量法第110条の2第1項の規定による証明書）

(2) 埋立て中における定期検査（土砂要綱第5条）

要検査土砂による埋立て等を開始した日から6月ごとに定期検査を実施し、6月経過後2週間以内に次の書類を提出してください。要検査土砂による埋立てが6月以内に終了する場合、定期検査の実施は不要です。

検査方法については、水質検査又は地質検査いずれかの検査方法を選択して差し支えありません。

- ア 水質検査等報告書（土砂要綱別記様式第4号）
- イ 土砂等による埋立て等状況報告書（土砂要綱別記様式第5号）
- ウ 水質検査または地質検査の試料を採取した地点の位置図
- エ 水質検査または地質検査の試料の採取の状況を撮影した写真
- カ 検査試料採取調書（土砂要綱別記様式第3号）
- キ 計量証明書（計量法第110条の2第1項の規定による証明書）

(3) 埋立て等完了時における完了検査（土砂要綱第6条）

要検査土砂等による埋立て等が完了したときは、完了検査を実施してください。

検査対象区域は、要検査土砂等による埋立てを行った区域のみです。表土仕上げ・整地まで行う必要はありません。完了検査には工業振興課職員が立ち会うので、要検査土砂による埋立ての完了の目処がついた段階で、工業振興課鉦政担当まで連絡願います。

定期検査同様、水質検査又は地質検査いずれかの検査方法を選択して差し支えありませんが、水質検査を選択する場合は、採取計画書において水の汚染状態を測定するための施設の概要（構造図）を記載した書面を提出する必要があります。（第5-24参照）

検査結果については、次の書類により報告してください。

- ア 土砂等による埋立て等完了報告書等（別記様式第6号）
- イ 水質検査または地質検査の試料を採取した地点の位置図
- ウ 水質検査または地質検査の試料の採取の状況を撮影した写真
- エ 検査試料採取調書（土砂要綱別記様式第3号）
- オ 計量証明書（計量法第110条の2第1項の規定による証明書）

Q 7 一時堆積場を経由して土砂を搬入する場合の検査方法について教えてほしい。

A 7 建設発生土等を埋立て等に使用する場合、砂利採取の工程と無関係に公共工事が行われることから、ストックするための一時堆積場等を経由して岩石採取場に搬入することが考えられます。

次のいずれかに該当する場合は、一時堆積場を土砂の採取場所とみなし、大元の土砂発生場所で発行された土砂等発生元証明書、検査試料採取調書及び計量証明書の添付を省略できる場合があります。

- ア 大元の土砂発生場所で発行された土砂等発生元証明書、検査試料採取調書及び計量証明書が存在しており、定期検査が行われている場合
- イ スtockヤード登録制度の登録を受けている堆積場所である場合
- ウ 小規模な土石の堆積であって、区分堆積が行われている場合

なお、原則のとおり、大元の土砂発生場所で発行された土砂等発生元証明書、検査試料採取調書及び計量証明書を添付することもできます。

申請前に工業振興課鉦政担当まで相談するようにしてください。

※留意事項

災害発生防止の観点から、掘削終了次第、速やかな埋戻しが求められます。

採取期間内であっても、土砂の受け入れを目的に長時間にわたり砂利穴を放置することは認められませんので、確保しているズリ等により速やかに埋め戻してください。

Q 8 地山から採取する土砂等により埋立て等を行う場合の特例があると聞いたが。

A 8 自然の状態が維持されている地山を採取場所等とする土砂等により採取場の埋立て等を行う場合は、搬入届・中間検査・完了検査のいずれにおいても、試料を採取した地点の位置図、試料の採取の状況を撮影した写真、検査試料採取調書、計量証明書の作成条件が緩和されます。

ただし、当該特例の適用を受けるのは、工業振興課が現地調査等により、自然の状態が維持されていると認めた地山に限られます。

原則	5,000m ³ ごとに1検体ずつ試料を作成し、 <u>検体ごとに検査を実施すべき</u>
地山特例	5,000m ³ ごとに1検体ずつ試料を作成し、これらを <u>混合した1試料で検査可</u>

なお、同一の地山を複数の採取計画で使用することもできますが、必ず採取計画ごとに搬入前検査を実施してください。（搬入前検査の使い回し不可）

Q 9 地山特例について、搬入届に添付する検査試料採取調書等に有効期限があるか。

A 9 半年程度が望ましいと考えますが、地山の形状が大幅に変わらない限り、採取計画期間中は最初の搬入前検査の結果を使用して差し支えありません。

Q 10 採取場内にRC製品等の製品を堆積する際に手続きは不要か。

A 10 盛土規制法所管課に相談し手続きの有無を確認してください。

Q 11 採取場内に場外土砂等を堆積したい。

A 11 認可を受けた岩石採取計画に記載された土砂等ではない場合には、土砂条例又は盛土規制法の手続きが必要になります。所管課に手続きの有無を確認してください。

第 8 提出書類確認表

No.	書類名	添付 有無
-	栃木県収入証紙 又は 申請手数料の納付完了画面（写）	■
-	提出書類確認表	■
1	採取計画（変更）認可申請書・採取計画書	□
2	連帯保証書※	／
3	砂利採取業者の登録を受けていることを示す書面	□
4	監督計画書	□
5	業務主任者試験合格証の写し	□
6	関係法令の処分関係書面	□
7	取水及び放流に係る水利権者等の同意書の写し	□
8	公害規制法令による届出等の写し	□
9	他の法令に基づく土地利用行為が確実に行われる見通しを示す書類	□
10	公共施設の管理者の同意書※	／
11	位置図	□
12	見取図	□
13	砂利の運搬経路図	□
14	採取量計算書	□
15	採取計画及び実施工程表	□
16	前回認可地の進捗状況に関する書面	□
17	登記事項証明書（全部事項証明書）※	／
18	契約書等	□
19	現況平面図	□
20	計画平面図	□
21	実測縦断面図	□
22	実測横断面図	□
23	求積図	□
24	面積計算書	□
25	公図の写し	□
26	洗浄施設配置図	□
27	洗浄設備系統図	□
28	水処理系統図	□
29	沈殿池の平面図、構造図、求積図、容量計算書	□
30	ボーリング調査結果等	□
31	私道等通行同意書	□
32	陸砂利組合のパトロール判定表	□
33	その他（ ）	□
（埋土の確保状況及び運搬経路を示す書類）		
34	契約書等	□
35	埋土確保地に係る認可書等（写）	□
36	運搬経路図	□
（要検査土砂等により埋立て等を行う場合に必要事項を記載した書面）		
37	使用する土砂等の採取場所ごとに埋立て等を行う区域を記載した計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図	□
38	採取場の埋立て等使用する土砂等の予定量に係る計算書	□
39	埋立て等を改良土等により行う場合における廃棄物処理法所管行政庁への確認書	□
※別途、原本の郵送等による提出が必要な書類		
	連帯保証書	□
	登記事項証明書（全部事項証明書）	□
	公共施設の管理者の同意書	□
	その他（ ）	□
添付書類の数		2